

にも対応していないといったことをあげているが、手続きに関しては公費による公的性格をもつ保育所としては、一定の入所手続きを要するのは当然のことである。

しかし、緊急の場合、あるいは手続きが困難な人のためには、法人の判断によって対応できることも必要である。

特定の指定された法人の保育所において、定員の1割程度を法人の判断によって受け入れることができるよう、この件について、早急に厚生省と協議する。

また緊急措置に対応できるよう、乳幼児の身のまわりの持物について常に備えておくようにする。

## 2. 保育料の問題について

無認可保育施設を利用する理由の1つに、保育料が安いことがあげられているが、乳幼児の保育責任を果たすには、一定の費用は必要である。現行の徴収基準には税制上の矛盾が出ており、特にD4からD6階層あたりの負担を軽くする必要があるといった意見が多い。これらの見直しと改善について厚生省と協議する。

## 3. 育児相談、親の身上相談等の実施について

無認可保育施設では、育児相談や親の身上相談などに、心やすく応じてくれるといわれているが、認可保育所においても、施設長や主任保育を中心に、地域内の諸問題の把握につとめると同時に相談に応じていくことが必要である。

また、市町村における相談事業に育児相談のプログラムを組み入れ、施設長や主任保育がこれにあたるようにする。

## 4. 産後休暇の延長や育児休業制度の推進について

産後休暇の延長や育児休業制度がより多くの事業所において実施されるよう、労働省へ要望する。ベビーホテルや無認可保育施設に対する規制や行政指導について

乳幼児の福祉をまもるといった観点から、なんらかの規制や行政指導がなされる必要がある。

本会では、すでに、名称の使用制限について厚生省へ再三要望してきているが、乳幼児の保育は認可された保育所で行うということを前提に、規制や行政指導がなされるべきであると考えているので、この件については、厚生省と協議する。

# 声明「ベビーホテル」問題について

昭和56年3月6日

全国保育団体連絡会

最近、いわゆる「ベビーホテル」問題がマスコミで大々的に報道され、本国会の予算審議においても、集中的にとりあげられる等大きな社会問題となっています。

この「ベビーホテル」の問題が社会問題化する理由は、昨年9月に松山市でおきた死亡事故をはじめとして「1日じゅうテレビの前に寝かせたまま」

(1980年5月24日衆院田中美智子議員 = 当時 = の質疑)、  
「まるで“品物”扱い」(読売新聞1981年1月22

日付)、  
「倉庫のような施設」(朝日新聞1981年2月21日付)など幼い子どもの人権がいちじるしく侵害されているからです。

現在、多くの勤労者家庭では、母親が働くことなしに生活を維持することができず、ますます、保育所が必要となっています。さらに、産休明けからの乳児保育、長時間保育、時として夜間・休日保育、病児保育などが切実にもとめられています。

そのため、保育・婦人関係団体や労働組合などは

これらの要求実現の運動を、一貫してつづけてきました。それにもかかわらず、政府はこれらの切実な要求に背をむけ、国の責任をあいまいにしてきました。それどころか、最近では、「保育見直し」という名の「保育切りすて」政策を強行しています。

このように、いわゆる「ベビーホテル」問題はあげて国の貧困な保育政策の結果生じたものといえます。

いまこそ、政府は児童福祉法にかかげる「すべての児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」という理念にたちかえり、幼い子どもの人権を守るために、最善の努力をはらわなければなりません。

こうしている間にも、社会の宝であり、日本の将来を担う幼い子どもの発達や生命がおびやかされつづけています。

わたしたち国民はこうした事態を断じてみずごすことはできません。

わたしたちは、政府が「福祉見直し」などにみられる国民の実態を無視した保育政策を根本的に改め、すべての乳幼児の保育に関する総合的な保障体系を緊急かつ計画的につくるよう強く要望するものです。

いわゆる「ベビーホテル」問題については、以下の緊急提案をただちに実施するよう要望します。

#### 「ベビーホテル」問題についての緊急提案

- 一、危険な「ベビーホテル」の乳幼児はただちに認可保育所等に措置する方策を講ずること
- 一、「乳児保育特別対策」の拡充をはかること
- 一、長時間保育を保障するための保母の特別増配置を行うこと
- 一、地方自治体の実施する無認可保育所への助成に対して国で財政援助を行うこと
- 一、小規模保育所の認可定員をとりあえず30名から20名にひきさげるなど、無認可保育施設の認可化がすみやかにできるよう指導を行うこと
- 一、夜間、休日保育、宿泊保育、一時預り保育等について認可保育所で実施できるよう、十分な予算措置をはかること
- 一、「ベビーホテル」規制について
  - 少なくとも、乳幼児の生命、健康、発達に関する関係法令に抵触するものは、摘発し、規制すること
  - いかなる理由にせよ、「ベビーホテル」規制の名において、安易な法的認知をしたり、助成を与えるなどしないこと
- 一、保育所入所の措置を実態にそって行うよう指導し、保育料の国徴収基準額を自治体におしつけないこと
- 一、保育所建設予算、措置費予算の増額、および最低基準の改善などによって保母の増員、保育料の軽減、保育内容の充実をはかること